

労働力調査における調査書類の誤配布について

10月5日（木）、匿名世帯から「労働力調査の調査員から配布された封筒に白紙の調査票とともに「別世帯が記入した調査票」が入っていた。」との電話連絡が県庁統計課にありました。

匿名世帯には、謝罪の上、「別世帯が記入した調査票」を県庁統計課に送付していただくよう依頼しました（10月12日（木）現在、未着）。

1. 誤配布したと思われる調査票等及び記載項目

- (1) 基礎調査票（世帯員氏名、生年月日、仕事の内容等）
- (2) 特定調査票（世帯員氏名、就業・非就業の状況、仕事の希望等）
- (3) 調査世帯記録票（世帯員氏名、生年月日） ※ 調査員手持ち用。

2. 流出したと思われる個人情報

調査票等の回答状況が確認できていないため、不明です。

3. 県としての対応

- (1) 「別世帯が記入した調査票」が届き次第、担当調査員から状況を確認し、当該世帯に対し、説明と謝罪を行います。
- (2) 各統計調査員には、調査開始前に説明会を開催し、調査関係書類の徹底管理を指導しているところではありますが、現在調査を行っている調査員に対し、注意喚起の通知を送付しました。

また、今後開催する調査員説明会において、調査関係書類の管理について、一層注意するよう指導いたします。

【参考】

- ・労働力調査は、我が国における就業・不就業の状態を明らかにし、国の経済政策や雇用対策などのための基礎資料を得ることを目的とする調査です。
- ・毎月、群馬県内で約800世帯を対象に調査を行っています。
- ・統計調査員は、特別職の非常勤の地方公務員です。